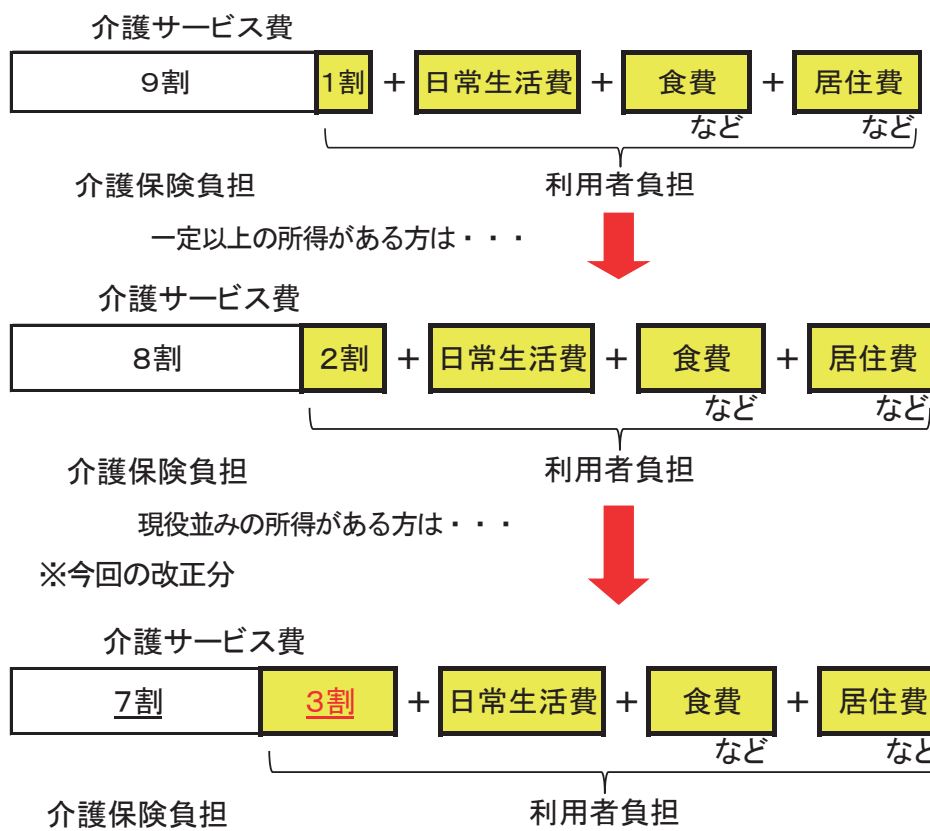


### ◆平成30年度から介護保険制度が改正されました。(負担割合証について)

介護保険の認定を受け、介護サービスを利用した場合、これまでは原則としてサービス費の1割または2割を利用者が負担して、残りの9割または8割は介護保険から給付されておりましたが、今回の改正で、平成30年8月利用分の介護サービスから一定以上の所得がある方のうち、現役並みの所得がある方につきましては、サービス費の3割負担になります。

3割負担になる現役並みの所得者とは、本人の合計所得金額が220万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が一人世帯であれば340万円以上、二人以上世帯であれば463万円以上の方になります。

#### ●介護サービス利用負担例



※食費、住居費などは、サービスの内容によって変わります。

今回の介護保険負担割合の改正に伴って、介護保険の認定を受けている方を対象に利用者負担割合(1割または2割・3割)を記載した『介護保険負担割合証』を、平成30年8月から発行する予定です。

なお、居住費(滞在費)である部屋代や食費などに関しまして、所得の低い方を対象に減免措置などもありますので、お問い合わせください。

介護保険負担割合証	
番号	4680000000
被保険者	鹿児島県曾於郡大崎町0000
フリガナ	
氏名	0000
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
性別	男・女
利用者負担の割合	適用期間
期	開始年月日 平成 年 月 日
期	終了年月日 平成 年 月 日
期	開始年月日 平成 年 月 日
期	終了年月日 平成 年 月 日
自治体の承認及び印	4 6 4 6 8 5

【介護保険負担割合証イメージ】